津山藩における宗門改制度の変遷

宗教と地域情報の把握

東

昇

はじめに

という視点が提示されている。この宗門を改めるという国是の上に、 リスト教禁止を国是とし、「非キリシタン」が徳川国家の国民である 各藩の地域情報把握の実状にあわせた、それぞれの制度が構築されて 記載方法など多種多様である。近年、水本邦彦により徳川国家はキ 連動して、踏絵・血判・起請文など宗門を改める方法、宗門改帳への 験した唯一の制度といえる。しかし宗門改は各藩の地域情報の把握に て宗門改が実施された。およそ近世に生きた人々すべてが共通に経 日本のすべての地域で、身分にかかわらず、ほぼすべての人々に対し の幕府法令を契機として諸藩で宗門改が制度化されていく。そして 支丹)の摘発を目的の一つとしたものである。寛永期(一六二四~ 一七世紀後期以降、明治五年(一九七二)の戸籍制度に移行するまで、 一六四四)に長崎や京都など一部地域で開始され、寛文五年(一六五五) 宗門改制度とは、近世日本において禁教であるキリスト教信者(切

ここでいう近世社会の地域情報とは、 領主行政、 村行政において有

> 屋の収集した疱瘡に関する内容を中心に分析した。(6) 政請負、近世の情報史の研究から展開したものである。事例研究と や実行するために必要な知である。これは近世村落史における村の行 効な地域に関する情報であり、それぞれの業務や課題に対して、 して、すでに肥後国天草郡高浜村の庄屋日記から、 村行政における庄 判断

視点を変えて領主行政が把握する人に関する地域情報について、宗門 献上の選定など、新たな地域情報の創造につながっていく。本稿では、 や自然の索引づくりと位置づけている。これらの調査は、名産や時 改=調査については、津山藩、大洲藩、宇和島藩の各領主行政が実施 調査と日記の二つの視点が有効と考えている。本稿の分析視点である 改制度の変遷からみていきたい。 した産物に関する地域情報の収集を、大地を改めて調べ直す再 課題に、どのように対応するかという問いから出発し、現段階では、 また地域情報の把握については、近世における様々な事件、業務 「検地」

度研究もキリシタン禁制から宗門改が成立する一七世紀前半、キリス 占めており、 宗門改に関しては、宗門改帳の家族記述を分析した研究が大部分を 宗門改制度の研究、 宗門改帳自体の研究は少ない。制

のような視点から岡山藩の近世全般を通じた制度変遷を実証した。 での約二○○年間の変遷についての研究は皆無に近い。そのため、こ宗門改が安定して毎年継続していた一七世紀後期から一九世紀中期ま宗門改が安定して毎年継続していく幕末維新期の研究が主である。

飛地であった。

視点が有効であることを実証したい。 現点が有効であることを実証したい。 現点が有効であることを実証したい。 現点が有効であることを実証したい。 現点が有効であることを実証したい。 現点が有効であることを実証したい。 現点が有効であることを実証したい。 現点が有効であることを実証したい。 現点が有効であることを実証したい。 には、大竹秀夫によって全国的傾向として人馬帳(夫 は点が有効であることを実証したい。

1 美作における宗門改帳の比較

1―1 美作の宗門改帳

た幕府領七万六千石が約三○%、残り七藩のほとんどが、他国の藩の勝山藩三万三千石が全体の半分を占め、つぎに各藩の預地となっていける美作国の領主別石高をみるとわかるように、津山藩九万八千石、幕府領と各藩の領地が錯綜した状況が続いた。表1の明治初年にお、近世の美作は、森家津山藩が改易された元禄一○年(一六九七)以降、

まず各地の史料が多く現存する一九世紀の美作各藩の宗門改帳を比較する。つぎの史料は、津山藩、幕府領(竜野藩預)、勝山藩、幕府領(竜野藩預)、勝山藩、幕府領(竜野藩預)、勝山藩、幕府領(竜野藩預)、勝山藩、



表 1 美作国の領主別石高

	藩・領名	石高	割合	支配郡名
1	津山藩	98,577 石	37%	英田、吉野、勝南、勝北、東北条、東南条、西北条、 西西条、久米南条、久米北条、大庭
2	勝山藩	33,301 石	13%	真島、大庭
3	幕府領 (竜野)	30,498 石	12%	久米南条、久米北条
4	幕府領 (生野)	19,148 石	7%	勝北、吉野
5	幕府領 (津山)	16,680 石	6%	西西条、大庭
6	沼田藩	14,116 石	5%	英田、勝南、勝北
7	明石藩	9,857 石	4%	吉野
8	幕府領 (倉敷)	9,784 石	4%	勝北、東北条
9	土浦藩	8,618 石	3%	勝北、吉野
10	鶴田藩	8,325 石	3%	久米北条
11	古河藩	8,112 石	3%	久米南条
12	挙母藩	5,056 石	2%	久米北条
13	竜野藩	2,461 石	1%	真島

合計 264,533 石

注:() 内は幕府の代官所、預所名、木村礎編『旧高旧領取調帳』中国・四国編、近藤出版社、1978 年をもとに作成

「右之通人別相改宗門帳写」

大庭郡初和村城徳寺旦那 一真言宗 五人組頭 平十郎 一真言宗 五人組頭 平十郎

家内人別五人内男弐人女三人

| 大庭郡別所村 | 天保六年七月 | 寺証文控帳 | - 同宗 | 国次郎 | 七拾四歳 | 娘 まん | 四拾四歳

家内人別三人内男弐人女壱人

津山藩

·勝山藩

真島郡野村 天保三年六月「宗門御改人別帳」

一真言宗古呂々尾中村安養寺旦那 吉右衛門 (印)

当辰六十八才

同寺旦那 母 きん(印) 当辰七十八才

同寺旦那 妻 はっ(印) 当辰六十二才

忰 金蔵(印)

同寺旦那

当辰三十四才

同寺旦那金蔵妻 き ち (印)

当辰三十四才

同寺旦那

孫

倉蔵(印)

当辰十五才

三人女

真島郡江川村上分 文化四年六月「真言宗門人別改帳」

一真言宗三田村観音寺旦那

四郎左衛門(印 当卯六十五才

妻

同

当五十三才

同

母

卽

当八十四才

忰幸右衛門 (印)

同

当廿八才

同

娘こ

印

当十五才

〆五人内弐人男三人女

·幕府領

大庭郡別所村 文化一一年三月「戌年宗門御改帳」

同寺旦那 持高六石壱斗六升四合

国次郎 当戍五十三歳

母 たね 当戌七十歳

まん しゆん 当戍五十三歳 当戌廿三歳

かよ 当戌十六歳

メ五人内男壱人女四人牛壱疋馬なし

·幕府領(他藩預

津山藩預 西西条郡富東谷村 嘉永五年三月「子宗門御改帳(22)

禅宗宝泉寺旦那 高五石八斗七升三合

岩蔵 子四十四才

妻 はる 廿九才

かね 六十八才

繁蔵 九才

むろ 五才

〆五人内男弐人 女三人

牛弐疋

竜野藩預 勝南郡安蘇村 安政二年二月「宗門人別書上帳(23)

真言宗長正寺旦那 同人妻 〇〇 0000 年五十弐 五十

年二十八

同人忰

年二十六

○○妻 ○○

牛壱疋

>五人内男三人女二人

(註一〇〇は人名

沼田藩

吉野郡吉田村 安政三年二月「宗門人別改帳」

津山藩における宗門改制度の変遷

真言宗宝妙寺檀那 高三拾五石七升

官治(印

年四拾四才

同寺檀那

同人女房 なみ○ 年二拾三才

同寺檀那 同人娘 そふ〇

年拾四才

同寺檀那 同人娘 おみつ〇

同寺檀那 同人娘 直子〇

同寺檀那 同人母 この 〇

年四才

年七拾才

〆六人内男壱人

女五人 牛一疋

内壱人他より来申候

地となると変化がみられる。津山藩預では、作成月、記載内容もほぼ に記載内容は、津山藩の場合、本藩・預地で相違、竜野藩は本藩・預 石高記載が無く、移動情報が記載されるなど相違点が多い。このよう 代官所支配と同様であるが、竜野藩預の場合、作成月が違い、内容も 津山藩預、六月勝山藩、七月津山藩となる。同じ幕府領でも諸藩の預 まず作成された時期であるが、二月竜野藩預・沼田藩、三月幕府領 これらの史料を比較すると、いくつかの共通・相違点が判明する。

津山藩、 他藩に比べて石高・女性の名前・移動・牛馬の記載がなく、調査項目 情報が少ないといえる。 が少ないことが特徴であり、 各藩によって宗門改帳の記載形式は多様であるが、なかでも津山藩は 田藩・津山藩預では石高記載があるなど、様々な共通・相違点がある。 れぞれの言葉を組み合わせている。そして幕府領共通の言葉といえる 山藩預、 により制度を変化させている。表題は少しずつ違い、「寺証文控帳 地で同様と、 は津山藩・沼田藩以外は、肩書きが女房から妻へと変化、幕府領・沼 「戌年」など干支を冒頭に持ってくる事例がある。記載内容について (ミョ) 「宗門人別書上帳」竜野藩預と、宗門・人別・寺証文などそ 「宗門人別改帳」沼田藩・勝山藩、 各藩の幕府領に対する認識の違い、 これは「寺証文控帳」に把握された地域 「宗門御改帳」幕府領・津 地域情報の把握実態

大庭郡別所村の宗門改帳の変遷

年には家数二五軒、人口一〇一人の村であった。別所村の領主は、 (36) 藩預)となり、津山藩領、幕府領と領主が交代している。 文政元年 幕府領津山代官所、 小早川氏改易後、慶長八年(一六○三)津山藩領、元禄一○年(一六九七) 標高五〇〇メートル級の高原地帯で、 らみていきたい。別所村は美作の北西に位置し、北は伯耆に隣接する つの村でどのような変化をもたらしているか、 前節では各藩領の宗門改帳の記載様式の違いを比較したが、それが (一八一八) 一一年津山藩領、享保一二年(一七二七)幕府領 津山藩領、 天保九年(一八三八)幕府領 天保期に石高二七二石、 大庭郡別所村の例か 弘化五

> それぞれの記載内容を比較できる。 帳から抜き出し、その記載内容と特徴を述べたい。 改帳」で当主孫市・国次郎として記載された家を、 山藩領)、弘化五年(幕府領 別所村には、寛政九年 (幕府領)、文化一一年 (津山藩預)) と四冊の宗門改帳があり、 以下、 寛政九年三月「巳宗門御 (幕府領)、天保六年 それぞれの宗門改 (津

寛政九年三月「巳宗門御改帳」 (幕府領

寺右同断本国生国右同断 高八石八斗八升五合

年五拾七才

同五拾九才

同人

女房

同三拾四才 同人 聟国次郎

同三拾四才 同人 娘きゑ

同拾壱才 同人 孫いち

同六才 同人 孫まん

>家内六人内弐人男四人女

文化一一年三月「戌年宗門御改帳」(幕府領

同寺旦那 持高六石壱斗六升四合

国次郎 当戌五十三歳

母 たね 当戊七十歳

まん 当戌廿三歳 妻

しゆん

当戍五十三歳

娘 娘 かよ 当戌十六歳

メ五人内男壱人女四人牛壱疋馬なし

天保六年七月「寺証文控帳」(津山藩

同宗 国治郎 七拾四歳

娘 まん 四拾四歳

家内人別三人内男弐人女壱人 まち 拾七歳

(中略)

一同宗 幸助 三拾九歳

母 六拾三歳

家内人別弐人内男壱人女壱人

弘化五年三月「申宗門御改帳」(幕府領 (津山藩預))

高拾石八斗四升六合

同寺旦那

与治郎 申三十一歳

まち 申三十歳

母 まん 幸助 申五十七歳 申五十三歳

メ四人内男弐人女弐人牛壱疋

ると、表題、 まず同じ幕府領であった寛政九年と文化一一年の宗門改帳を比較す 持高は同じ、本国生国について寛政九年、 牛馬数は文化

> 年齢と名前の記載順が逆になり、合計人数も「家内」が消え、「四人女」 いが多い。 から「女四人」、年齢の「拾」が「十」、「年」が「当戌」と軽微な違

月が三月から七月、石高、牛馬数、女房や妻の名前が天保六年では記 が無いなどと少しづつ記載が違う。 合計人数の記載に「家内」が復活し、年齢の「十」が「拾」、「当戌 載が無く、抜き出した部分ではみえないが、寺の請判の記載も無い。 は、まず表題が「戌年宗門御改帳」から「寺証文控帳」へ変更、作成 つぎに幕府領から津山藩領へと変化した文化一一年と天保六年で

に忠実に翻刻されていると判断した。 らは史料編纂上の差異とも考えられるが、 など、ほぼ全体に文化一一年の幕府領期の記載に復活している。これ 牛馬数、女房や妻の名前の記載があり、「家内」、年齢の「十」や「申_ 化五年では、表題が「寺証文控帳」から「申宗門御改帳」へ、石高 そして津山藩領から幕府領(津山藩預)へと変化した天保六年と弘 同じ自治体史であり原史料

態である。この事例は幸助の母が生存しているという点から、家断絶 のに近い。 この幸助は天保六年には母親と二人で一家となり、 れている。このまんと幸助の婚姻形態はいわゆる婿入婚と呼ばれるも 前がみあたらない。弘化五年には、父幸助、母まんの名前が登場する は娘まんにまちという子供がいる。まちはすでに一七才だが父親の名 曾孫まちと与次郎と三代続けて娘に婿養子を迎えている。天保六年に この孫市家の記載をみると、孫市の娘きゑと国治郎、孫まんと幸助 結婚した当初は夫婦別居し、その後に夫が妻の家に入る形 別の箇所に記載さ

一一年のみ記載されている。また妻の記載が女房から妻+名前と変更、

入婚の状態であり、弘化五年には解消していたとも考えられる。婦という形を重視し、同一家族として記録した。また天保六年には婿述から、津山藩では夫婦別居の婿入婚の現状を記録し、幕府領では夫を回避するため別家としたとも考えられるが、娘まちが一七才になっを回避するため別家としたとも考えられるが、娘まちが一七才になっ

このように宗門改帳の記載は、幕府領と津山藩領の時期ではっきりと違うが、同じ幕府領でも、寛政九年と文化一一年はいくつか違いがを藩の制度の変化、領主の地域情報把握の関心、例えば石高や牛馬が各藩の制度の変化、領主の地域情報把握の関心、例えば石高や牛馬など生産力に関するもの、本国生国や婿入婚を記載する人の移動に関など生産力に関するもの、本国生国や婿入婚を記載する人の移動に関するものなど、様々な要因によって変化している。

の法令は幕府領から新しく津山領となった小豆島領へも、これまでのの法令は幕府領から新しく津山領となった小豆島領へも、これまでのの法令は幕府領から新しく津山領となった小豆島領へも、これまでのの法令は幕府領から新しく津山領となった小豆島領へも、これまでのの法令は幕府領から新しく津山領となった小豆島領へも、これまでのの法令は幕府領から新しく津山領となった小豆島領へも、これまでのの法令は幕府領から新しく津山領となった小豆島領へも、これまでのの法令は幕府領から新しく津山領となった小豆島領へも、これまでのの法令は幕府領から新しく津山領となった小豆島領へも、これまでのの法令は幕府領から新しく津山領となった小豆島領へも、これまでのの法令は幕府領から新しく津山領となった小豆島領へも、これまでのの法令は幕府領から新しく津山領となった小豆島領へも、これまでのの法令は幕府領から新しく津山領となった小豆島領へも、これまでのの法令は幕府領から新しく津山領となった小豆島領へも、これまでのの法令は幕府領から新しく津山領となった小豆島領へも、これまでのの法令は幕府領から新しく津山領となった小豆島領へも、これまでのの法令は幕府領から新しく津山領となった小豆島領へも、これまでの法令は東京は、

かる。 津山藩領内と同様の方式(七月の提出など)を布達していることがわ

2 津山藩の宗門改制度の変遷

2―1 森家時代の法令

請可差出事一村々百姓小前末々迄、宗門帳相認、壱人別ニ旦那寺之宗門改相一村々百姓末々迄、宗門相改、帰依之旦那寺を相定可届出事

付り宗門帳雛形ハ別紙ニ相達候事

(中略)

一村々宗門帳ハ、幾宗門・幾数人有之共、一村一帳ニ可致事那寺宗門改申受、大庄屋手元へ可差出事一年々四月中、宗門改可申付候ニ付、村々宗門帳年々三月中、旦

この法令の内容は、①旦那寺の設定、②人別に宗門改を受け宗門改

但召抱之乳母・奉公人之類ハ、其宗門帳ニ加入不及事

月は七月となるが、森家時代には三月である。宗門改帳の作成など基本的な規定である。のちの松平家時代には作成へ提出、④宗門改帳は一村一帳、奉公人は記載しないなど寺請の設定、帳を作成、③宗門改帳は三月に作成し、四月に宗門改を行い、大庄屋

一一年(一六七一)のものではないかと思われる。 一一年という年から幕府より諸藩へ宗門改帳の作成が命ぜられた寛文おいて「宗門御改差出」が元和二年(一六一六)より実施されていたおいて「宗門御改差出」が元和二年(一六一六)より実施されていたなどの事例があるので、あながち慶長という年代は否定できないが、などの事例があるので、あながち慶長という年代は否定できないが、などの事例があるので、あながち慶長という年代は否定できないが、しかしこの法令の年代については検証が必要である。宗門改帳の初しかしこの法令の年代については検証が必要である。宗門改帳の初しかしこの法令の年代については検証が必要である。宗門改帳の初しかしこの法令の年代については検証が必要である。宗門改帳の初しかしこの法令の年代については検証が必要である。宗門改帳の初しないしている。

るが、宗門改の具体的な方法については記されていない。 施を例年の通り毎月吟味し、五人組が連判し大庄屋が見届けとあ禁止及び穿鑿、同年三月村方への「法度」には、切支丹宗門と不受不禁止及び穿鑿、同年三月村方への「法度」に切支丹宗門と不受不施の

2―2 「郷中御条目」―宗門改―

五五○条の法令を収める。収録された年代は、森家の天和期が最初で中御条目」に詳しい。「郷中御条目」は全六巻、明治初年に編纂され代の宗門改に関する法令は、農村に関する項目別の編年法令である「郷実施に関する詳細な規定はなく、基本的な法令といえる。松平家時生置条目」には、切支丹・悲田宗・不受不施の禁止のみで、宗門改の松平家入封直後に出された元禄一四年(一七○一)三月の「町中御

大成したものはなく、松平家時代の農村政策をみていく上で基本とななり支配地域が拡大したためとある。この他に農村関係の法令を集これは文化一四年(一八一七)に松平家が五万石加増され一〇万石とあるが、ほとんど享保以降、特に宝暦、安永、天保期に集中している。

る史料である。

宜出家」が諸国を徘徊しているので、秘事邪宗に帰依することはもちつぎの明和五年(一七六八)一二月二二日の触は公儀触である。「不

改めるとしている。一九日の触は、郷中の社男・山伏の宗旨改を今年から寺社役所が直接ろん、旅籠屋以外の宿泊を禁止している。安永三年(一七七四)八月

と考えられる。 記された上総、下総、そして津山藩が支配する美作も不受不施の信者 を再度通達したものである。不受不施派は日蓮宗の一派で、京都妙覚 四で詳述する。 が多い地域であったため、あえてこの触が「郷中御条目」に選ばれた 表面に出すことはなかった。不受不施派の主たる勢力地域は、 五年(一六六五)から全国的に不受不施を禁教とし、以後明治初年まで、 とである。権力者に従わず宗法を第一としたことから、幕府は寛文 否すること、不施とは信者が他宗の寺社や僧侶に布施供養をしないこ 寺住持の日奥を祖とし、不受とは寺や僧侶が他宗からの布施供養を拒 の百姓が不受不施派の伝法を受け信心していた件が発覚し、その禁止 京都・大坂の三都、安房・下総、 不受不施派の信者は「内信」といって、かくれ切支丹と同じく信仰を 寛政三年(一七九一)九月二日の触も公儀触である。上総・下総国 津山藩の特殊な地域事情である不受不施派については 備前・備中・美作である。 この触に 江戸・

家二宗への対応について、津山藩の大沢又左衛門から幕府勘定奉行のは四で後述するが、文化一三年には津山藩預所における宗門改帳の一内に檀那寺の異なるものを含む寺檀関係をいう。これも詳細についてともに一家二宗に関するものである。一家二宗とは複檀家・半檀家と文化一三年(一八一六)六月、文政二年(一八一九)二月の触は、

対して一家二宗を禁止したものである。は、文化一四年津山藩が一〇万石復帰後に新たに編入された新領地に曲淵景露への問い合わせと、曲淵の返答が記されている。文政二年触

天保元年(一八三○)一二月の触は公儀触で、上方で切支丹宗門の 大坂切支丹一件」と呼ばれた文政一○年大坂の豊田貢に関す これは「大坂切支丹一件」と呼ばれた文政一○年大坂の豊田貢に関す これは「大坂切支丹一件」と呼ばれた文政一○年大坂の豊田貢に関す 下げという占いを、大坂町奉行所が切支丹として処理し、同一二年 下げという占いを、大坂町奉行所が切支丹として処理し、同一二年 下げという占いを、大坂町奉行所が切支丹として処理し、同一二年 下げという占いを、大坂町奉行所が切支丹として処理し、同一二年 下げという占いを、大坂町奉行所が切支丹として処理し、同一二年 下げという占いを、大坂町奉行所が切支丹として処理し、同一二年 下げという占いを、大坂町奉行所が切支丹として処理し、同一二年 下げという占いを、大坂町奉行所が切支丹として処理し、同一二年 下げという占いを、大坂町奉行所が切支丹として処理し、同一二年 下げという占いを、大坂町奉行所が切支丹として処理し、同一二年

帳の作成が粗略になる状況をよく示している。 宗門改制度が確立し、約二〇〇年間継続すると、毎年提出する宗門改 厳罰に処するので入念に点検するよう指示したものである。 てきた。そのため年々帳面の精度が下がり、当年などは寺名が違って 旨奉行が付札をして村役人に差し戻し、それぞれで訂正するようにし たび登場しているように、この背景に宗教統制の意思もうかがえる。 の印鑑を押すなど寺院関係の指摘については、これまでの触にもたび になった。このことは非常に不届きであり、今後は書式不備に対して いたり、 示である。内容はこれまで宗門改帳の書き損じや書式不備などは、 最後の天保一四年閏九月七日の触は、宗門改帳の不徹底に対する指 以上、「郷中御条目」一の宗門改関係の触は、切支丹、不受不施派 印鑑の押し忘れ、 他寺の印鑑を押すなどの「帳面仕方麁略 しかし寺名違いや他寺 この触は

が支配に必要な公儀触を選択して布達したといえる。の禁止を中心に、宗門改帳の作成や一家二宗の禁止について、津山藩

2-3 「郷中御条目」--人別改--

について、その概要を分析する。別改関係、「一人別出入・牛馬増減(欠落・勘当)久離・帳外」の触のぎに同じ「郷中御条目」一に収録され、宗門改関係の触に続く人

まず「安永年申」とある安永五年(一七七六)の三ヶ条からなる触まず「安永年申」とある安永五年(一七七六)の三ヶ条からなる触まず「安永年申」とある安永五年(一七七六)の三ヶ条からなる触まず「安永年申」とある安永五年(一七七六)の三ヶ条からなる触りである。

帳面入りを許可するとある。ている。しかし出所も確かで村に必要な者は、村役人吟味の上、村の散成もの」や出所が不明の者で帳外の者は村内への差し置きを禁止し事代が前後するが、延享四年(一七四七)七月二日の触では、「鳥

方にて通常の呼び名に統一するよう指示している。ここでは「人別帳改帳ともに、公儀名・内証名と二つの個人名を記すことを禁止し、村帳面を三月一○日までに提出するようにとある。また人別改帳・宗門一斉の人別改の作成に関する諸注意である。人別改は正月中に実施し、重延二年(一七四九)一一月一六日の触は、翌年に実施予定の全国

法令の再確認であり別紙に雛形を提示している。は毎年作成していたことがわかる。そして同年一二月の触は、一一月又々年々宗門帳」とあり、村方では人別改帳は六年に一回、宗門改帳

工暦一二年(一七六二)九月二四日の触は、人別改帳の辻書が六月中に江戸へ到着するよう改を実施するという短いものである。安永二中に江戸へ到着するよう改を実施するという短いものである。安永二中に江戸へ到着するよう改を実施するという短いものである。安永二中に江戸へ到着するよう改を実施するという短いものである。安永二中に江戸へ到着するよう改を実施するという短いものである。安永二中に江戸へ到着するよう改を実施するという短いものである。安永二中に江戸へ到着するよう改を実施するという短いものである。安永二中に江戸へ到着するよう改を実施するという短いのは、人別改帳の辻書が六月中に江戸へ到着するよう改を実施するという。

持高・受作人数などを取調べて提出するようにとある。 天保一四年(一八四三)七月二四日と九月二七日の触は、幕府の人 原言・受作人数などを取調べて提出するようにとある。 天保一四年(一八四三)七月二四日と九月二七日の触は、幕府の人 原言・受作人数などを取調べて提出するようにとある。 大庄屋の村組である「構」、そして隣村であっても移住を禁止するも 場国を指示した幕府の人返令より厳しく、他国や国内の他領、津山藩 帰国を指示した幕府の人返令より厳しく、他国や国内の他領、津山藩 帰国を指示した幕府の人返令より厳しく、他国や国内の他領、津山藩 のであった。そして新規の家作は自村へ限るとし、支障があれば村柄・ 大庄屋の村組である「構」、そして隣村であっても移住を禁止するも のであった。そして新規の家作は自村へ限るとし、支障があれば村柄・ 大庄屋の村組である「構」、そして隣村であっても移住を禁止するも のであった。そして新規の家作は自村へ限るとし、支障があれば村柄・ 本語、と、江戸居住の他国者への は、「他国や国内の他領、津山藩 があれば村柄・ では、在方の人別改が粗略になっているので、今後は死亡、出生、婚姻、 を加え、 本名のたる。 大庄屋の村組である「構」、そして隣村であっても移住を禁止するも のであった。そして新規の家作は自村へ限るとし、支障があれば村柄・ のであった。そして新規の家作は自村へ限るとし、支障があれば村柄・ のであった。そして新規の家作は自村へ限るとし、支障があれば村柄・ のであった。そして新規の家作は自村へ限るとし、支障があれば村柄・ のであった。そして新規の家作は自村へ限るとし、支障があれば村柄・ のであった。そして新規の家作は自村へ限るとし、支障があれば村柄・ のであった。そして新規の家作は自村へ限るとし、支障があれば村柄・ のであった。そして新規の家作は自村へ限るとし、支障があれば村柄・ のであった。そして新規の家作は自村へ限るとし、支障があれば村柄・ のであった。そして新規の家作は自村へ限るとし、支障があれば村柄・

返令に関する他所住居の禁止など、すべて人の移動を把握する法令と以上、ここでみてきた触は、六年に一回の人別改に関するもの、人

は宗門改、人別改の制度変遷に限定するため対象としない。西国・伊勢参宮、他所者入り込みなど一六件が確認されるが、本稿で一の奉公に関するもの二一件、「郷中御条目」四の他所行き、四国・いえる。この他、津山藩の人の移動に関する法令は、「郷中御条目」

3 宗門改制度の実態

-1 宗門改帳の作成

再度宗旨奉行へ提出して宗門改に関する町奉行の業務は完了する。付紙で修正個所の指示がある。それに従い修正後、合計・奥書をし、めて印判を捺す。八月町方宗門改帳を宗旨奉行へ提出、宗旨奉行よりめて印判を捺す。八月町方宗門改帳を宗門改を行い捺印後、七月寺院を集示され宗門改を開始する。町方で宗門改を行い捺印後、七月寺院を集示され宗門改を開始する。町方で宗門改を行い捺印後、七月寺院を集まず最初に宗門改、人別改帳の作成について流れを追っていくが、まず最初に宗門改、人別改帳の作成について流れを追っていくが、まず最初に宗門改、人別改帳の作成について流れを追っていくが、

の三回の事例があり、明和五年の記事で一連の流れを把握できる。日国一斉に実施された。今回の対象時期では、宝暦六、一二、明和五年人別改は享保一一年(一七二六)より六年に一回、子午の年のみ全

あり、寺証文を差出し一連の宗門改の業務が完了する。 た平太兵衛と円六が読合をして清書する。二三日惣町人別帳を御用所を平太兵衛と円六が読合をして清書する。二三日惣町人別帳を御用所を平太兵衛と円六が読合をして清書する。二三日惣町人別帳を御用所を平太兵衛と円六が読合をして清書する。二三日惣町人別帳を御用所を平太兵衛と円六が読合をして清書する。二三日惣町人別帳を御用所を平太兵衛と円六が読合をして清書する。二三日惣町人別帳を御用所を平太兵衛と円六が読合をして清書する。二三日惣町人別帳を御用所で入提出された。 「正人前書上」があり、宗門下調帳を三月二〇日限りで作成する。これには二月までの出入りを取調べて記す。そして七月に宗判の呼出があり、寺証文を差出し一連の宗門改の業務が完了する。

3―2 宗門改帳の保管

郡代所に集められた宗門改帳は宗旨奉行が保管した。文化七年村方では庄屋から大庄屋、郡代所へと提出された。そして町奉行所、先にみたように宗門改帳は町方では年寄から大年寄、町奉行所へ、

表 2 中島家文書の宗門帳と寺証文帳

	文書名	作成年月	西暦	分類	地域名
1	中村宗門寺証文帳	文化8年6月	1811	寺証文	中
2	中村宗門寺証文帳	文化8年6月	1811	寺証文	中
3	中村宗門寺証文帳	文化8年6月	1811	寺証文	中
4	大庄屋寺証文取替帳	文化 14 年 7 月	1817	寺証文	
5	美作国西北条郡村々宗門御改帳 (禅宗)	文政7年7月	1824	宗門帳	村々
6	寅歳西西条郡貞永寺村宗門御改下帳 (真言宗)	天保 13 年 4 月	1842	宗門帳	貞永寺
7	竹田村宗門下改帳	天保 13 年 4 月	1842	宗門帳	竹田
8	美作国西北条郡西西条郡村々宗門御改帳辻目録	弘化2年7月	1845	宗門帳	村々
9	西西条郡入村下分寺証文帳	弘化2年7月	1845	寺証文	入
10	美作国西北条郡西西条郡村々宗門御改帳(浄土真宗)	弘化2年7月	1845	宗門帳	村々
11	美作国西北条郡村々宗門御改帳(禅宗)	弘化2年7月	1845	宗門帳	村々
12	美作国西西条郡 (宗門改帳)	嘉永元年7月	1848	宗門帳	村々
13	美作国西北条郡村々宗門御改帳(真言宗)	嘉永3年7月	1850	宗門帳	村々
14			_	T	市場
	西北条郡市場村宗旨分け寺証文帳	嘉永3年7月	1850	寺証文	+
15	戊歳藤屋村宗旨分寺証文帳	嘉永3年7月	1850	寺証文	藤屋
16	西西条郡入村上分流民寺証文帳	嘉永4年7月	1851	寺証文	入
17	西西条郡瀬戸村流民寺証文帳	嘉永4年7月	1851	寺証文	瀬戸
18	西西条郡瀬戸村流民寺証文帳	嘉永6年7月	1852	寺証文	瀬戸
19	西西条郡入村流民寺証文帳 (日蓮宗)	嘉永6年7月	1852	寺証文	入
20	寅歳和田村宗旨分寺証文帳	嘉永7年7月	1853	寺証文	和田
21	寅歳香々美村宗旨分寺証文帳	嘉永7年7月	1853	寺証文	香々美
22	寅歲下森原村寺証文帳	嘉永7年7月	1853	寺証文	下森原
23	寅歲瀬戸村寺証文帳	嘉永7年7月	1853	寺証文	瀬戸
24	寅歳入村下分寺証文帳(真言宗・日蓮宗)	嘉永7年7月	1853	寺証文	入
25	寅歳小座村下分寺証文帳	嘉永7年7月	1853	寺証文	小座
26	寅歳小座村上分寺証文帳	嘉永7年7月	1853	寺証文	小座
27	寅歳入村上分寺証文帳	嘉永7年7月	1853	寺証文	入
28	寅歳藤屋村宗旨分寺証文帳	嘉永7年7月	1853	寺証文	藤屋
29	西西条郡土居村寺証文帳	嘉永7年7月	1853	寺証文	土居
30	西西条郡貞永寺村寺証文帳	嘉永7年7月	1853	寺証文	貞永寺
31	西西条郡下森原村宗門御改下帳(日蓮宗)	安政2年4月	1855	宗門帳	下森原
32	西西条郡貞永寺村寺証文帳	安政2年7月	1855	寺証文	貞永寺
33	美作国西北条郡西西条郡村々宗門御改帳 (天台宗)	安政2年7月	1855	宗門帳	村々
34	美作国西西条郡貞永寺村宗門御改帳 (浄土真宗)	安政2年7月	1855	宗門帳	貞永寺
35	美作国西北条郡藤屋村宗門御改帳 (浄土宗)	安政2年7月	1855	宗門帳	藤屋
36	美作国西北条郡西西条郡村々宗門御改帳 (日蓮宗)	安政2年7月	1855	宗門帳	村々
37	西西条郡馬場村寺証文帳(真言宗)	安政2年7月	1855	寺証文	馬場
38	美作国西北条郡西西条郡村々宗門御改帳(真言宗)	安政2年7月	1855	宗門帳	村々
39	美作国西北条郡藤屋村宗門御改帳 (禅宗)	安政2年7月	1855	宗門帳	藤屋
40	美作国西北条郡西西条郡村々宗門御改帳辻目録	安政2年7月	1855	宗門帳	村々
41	美作国西北条郡西西条郡村々宗門御改帳	万延元年7月	1860	宗門帳	
41		文久元年4月			
	和田村天台宗寺証文帳和田村真言宗寺証文帳		1861	寺証文	和田
43		文久元年4月	1861	+	和田
44	西西条郡小座村上分寺証文帳	文久元年7月	1861	寺証文	小座
45	美作国西西条郡貞永寺村宗門御改帳 (浄土真宗)	文久元年7月	1861	宗門帳	貞永寺
46	美作国西北条郡藤屋村宗門御改帳(禅宗)	文久元年7月	1861	宗門帳	藤屋
47	美作国西北条郡藤屋村宗門御改帳(浄土宗)	文久元年7月	1861	宗門帳	藤屋
48	美作国西北条郡西西条郡村々宗門御改帳(天台宗)	文久元年7月	1861	宗門帳	村々
49	西西条郡村々日蓮宗寺証文帳(天台宗)	文久元年7月	1861	寺証文	村々
50	西西条郡瀬戸村寺証文帳	文久元年7月	1861	寺証文	瀬戸
51	美作国西北条郡西西条郡村々宗門御改帳辻目録	文久元年7月	1861	宗門帳	村々
52	西西条郡塚谷村寺証文帳	文久元年7月	1861	寺証文	貞永寺
53	西西条郡土居村下分寺証文帳	文久元年7月	1861	寺証文	土居
54	西西条郡土居村上分寺証文帳	文久元年7月	1861	寺証文	土居

	文書名	作成年月	西暦	分類	地域名
55	酉歳藤屋村宗旨分寺証文帳	文久元年7月	1861	寺証文	藤屋
56	西西条郡小座村下分真言宗寺証文帳	文久元年7月	1861	寺証文	小座
57	西西条郡馬場村寺証文帳	文久元年7月	1861	寺証文	馬場
58	香々美中村真言宗天台宗日蓮宗寺証文帳	文久元年7月	1861	寺証文	香々美
59	西西条郡入村下分真言宗寺証文帳	文久元年7月	1861	寺証文	入
60	西西条郡入村上分寺証文帳 (真言宗日蓮宗)	文久元年7月	1861	寺証文	入
61	酉歲下森原村寺証文帳	文久元年7月	1861	寺証文	下森原
62	西西条郡上森原村寺証文帳	文久元年7月	1861	寺証文	上森原
63	美作国西北条郡西西条郡村々宗門御改帳 (日蓮宗)	文久元年7月	1861	宗門帳	村々
64	美作国西北条郡西西条郡村々宗門御改帳	文久2年7月	1862	宗門帳	村々
65	美作国西北条郡西西条郡村々宗門御改帳辻目録	文久2年7月	1862	宗門帳	村々
66	美作国西北条郡西西条郡村々宗門御改帳 (真言宗)	文久3年7月	1863	宗門帳	村々
67	美作国西北条郡西西条郡村々宗門御改帳 (天台宗)	文久3年7月	1863	宗門帳	村々
68	美作国西北条郡西西条郡村々宗門御改帳 (日蓮宗)	文久3年7月	1863	宗門帳	村々
69	美作国西西条郡貞永寺村宗門御改帳 (浄土真宗)	文久3年7月	1863	宗門帳	貞永寺
70	美作国西北条郡藤屋村宗門御改帳 (浄土宗)	文久3年7月	1863	宗門帳	藤屋
71	美作国西北条郡藤屋村宗門御改帳(禅宗)	文久3年7月	1863	宗門帳	藤屋
72	美作国西北条郡西西条郡村々宗門御改帳辻目録	文久3年7月	1863	宗門帳	村々
73	西西条郡瀬戸村寺証文帳	元治元年	1864	寺証文	瀬戸
74	東南条郡東一宮村里方上組寺証文帳	慶応元年6月	1865	寺証文	東一宮
75	東北条郡上横野村奥谷分寺証文帳	慶応元年7月	1865	寺証文	上横野
76	東北条郡上横野村下分寺証文帳	慶応元年7月	1865	寺証文	上横野
77	東南条郡太田村寺証文帳(浄土宗)	慶応元年7月	1865	寺証文	太田
78	美作国西西条郡貞永寺村宗門御改帳(浄土真宗)	慶応元年7月	1865	宗門帳	貞永寺
79	美作国東南条郡東北条郡西北条郡村々宗門御改帳辻目録	慶応元年7月	1865	宗門帳	村々
80	東北条郡上横野村奥谷分寺証文帳	慶応元年7月	1865	寺証文	上横野
81	西北条郡西一宮村寺証文帳(天台宗)	慶応元年7月	1865	寺証文	西一宮
82	美作国西北条郡西西条郡村々宗門御改帳	慶応2年7月	1866	宗門帳	村々
83	卯歳土居村上分寺証文帳	慶応3年7月	1867	寺証文	土居
84	原村真言宗浄土真宗寺証文帳	慶応3年7月	1867	寺証文	原
85	卯歳高山村寺証文帳	慶応3年7月	1867	寺証文	高山
86	卯歳二ノ宮村流民人別御改帳	慶応3年7月	1867	流民	二ノ宮
87	卯歳河本村寺証文帳	慶応3年7月	1867	寺証文	河本
88	西西条郡土居村下分寺証文帳	慶応3年7月	1867	寺証文	土居
89	西西条郡神戸村寺証文帳	慶応3年7月	1867	寺証文	神戸
90	新森原村天台宗真言宗禅宗浄土宗日蓮宗寺証文帳	慶応3年7月	1867	寺証文	新森原
91	卯歳二ノ宮村寺証文帳	慶応3年7月	1867	寺証文	二ノ宮
92	卯歳院庄村寺証文帳	慶応3年7月	1867	寺証文	院庄
93	西西条郡神戸村神道葬祭証文帳	慶応4年7月	1868	寺証文	神戸
94	西西条郡貞永寺村寺証文帳	慶応4年7月	1868	寺証文	貞永寺
95	辰歲高山村流民人数御改帳 	慶応4年7月	1868	流民	高山
96	辰歲西西条郡土居村上分寺証文帳 	慶応4年7月	1868	寺証文	土居
97	西西条郡下森原村神道葬祭証文帳	明治2年7月	1869	寺証文	下森原
98	西西条郡馬場村神道葬祭証文帳	明治2年7月	1869	寺証文	馬場
99	西西条郡土居村神道葬祭証文帳	明治2年7月	1869	寺証文	土居
100	西西条郡貞永寺村寺証文帳	明治2年7月	1869	寺証文	貞永寺
101	西西条郡和田村流民宗門御改帳	明治2年7月	1869	宗門帳	和田
102	西西条郡瀬戸村流民宗門御改帳	明治2年7月	1869	宗門帳	瀬戸

出典:国文学研究資料館所蔵「美作国西北条郡西一宮村中島家文書」

あ る⁽²⁾ を郡代へ貸し出したとある。 櫓長柄櫓近々風入有之候」と「風入」を行い、文書を保管した。ま は享和二年(一八〇二)六月二二日「勘定奉行日記」によると「白土 守の北東、二の丸の白土櫓に保管されていたことがわかる。櫓の文書 候事」とあり、天守に保管されていた慶長九年(一六○四)の検地帳 候樣慶長九年検地帳、 行の事例ではないが、寛政七年(一七九五)七月三日に「御天守有之 た保管された文書は必要な際に利用されていたことがわかる。宗門奉 したいとあり、宗旨奉行の管理する宗門改関係の書類は、津山城の天 御用箱損有之候付、 津山城の白土櫓にある宗旨奉行の御用箱が破損したので修復 八月五日「勘定奉行日記」に「白土櫓ニ有之候宗旨奉行 取繕候様大目付ゟ申聞、 郡代三浦十郎左衛門江貸渡可申旨、大目付申聞 其段作事方江申達之」と

科管理学の視点から検討が必要である。

(48) とそれぞれ役所へ割り当てられた櫓に保管され、役所の蔵と同等にるとそれぞれ役所へ割り当てられた櫓に保管され、役所の蔵と同等に扱われていたとする。また今治藩の『今治拾遺』には、享保五年仮われていたとする。また今治藩の『今治拾遺』には、享保五年伝工二〇)九月一一日、宗門改帳と郷村地平シ帳二九冊が大坂江戸堀頓田屋八右衛門門前に捨てられる事件が発生し、郡奉行、町奉行、町奉行、山崎一郎が萩藩の上勘所役所を中心にした櫓での文書保料管理学の視点から検討が必要である。

3―3 切支丹類族の監視

「町奉行日記」のなかで宗門改、人別改に続いて多いのが切支丹類族の監視である。貞享四年(一六八七)六月二二日、幕府は切支丹類族の監視である。貞享四年(一六九五)には移住を原則的に禁止し、であった。さらに元禄八年(一六九五)には移住を原則的に禁止し、であった。さらに元禄八年(一六九五)には移住を原則的に禁止し、であった。さらに元禄八年(一六九五)には移住を原則的に禁止し、であった。さらに元禄八年(一六九五)には移住を原則的に禁止し、であった。

ある。 の類族である津山西新町のつたが死亡した際の届け出に関するものでの類族である津山西新町のつたが死亡した際の届け出に関するものでの類族である津山西新町のつたが死亡した際の届け出に関するもので

上弥兵衛宗旨奉行村井六之進死骸改済、林田長松寺火葬し候旨届出、一学殿并大御目付渡部惣馬江届手紙遣ス、御使番井和道河部周益針医吉武并掛療治養生不相叶、今日巳ノ下刻病死致娘つた当亥八十七歳、近年左裏致罷剤候処、十日以前ゟ痰気相煩西新町高松屋平兵衛借家ニ罷有候、笹屋類族本人同然伊兵衛孫岩

ていた。このはるの二男が伊兵衛で、その曾孫がこのつたである。年(一七〇三)五月二六日九一歳で死亡するまで切支丹籠に入れられ出牢したが、訴人の訴えにより再度入牢、その後五七年間、元禄一六(十六四五)に切支丹であることが発覚し切支丹籠に入牢する。一時(一六四五)に切支丹笹屋はるは林田町の商人太郎兵衛の妻で、正保二年古切支丹笹屋はるは林田町の商人太郎兵衛の妻で、正保二年

れないが、津山藩は幕府の法令より厳重に対応しているといえる。ることになった。しかしつたは類族であり、本来はこの改正は適用さ正され、本人同然の場合は日記のように検使を派遣し病死を確認すじつはこの記事の前年一〇月に幕府の類族改の届に関する法令が改

4 一家二宗の禁止

津山藩預所における一家内宗旨違

事例から、津山藩の宗門改制度の目的、どのような地域情報を把握していたのか探ってみたい。2―2で先述の通り、一家二宗とは複檀家・半檀家とも呼ばれ、家族全員が同じ檀那寺に属する丸檀家に対して、によると、宗門改帳の記載では一七世紀後半から一八世紀にかけて、によると、宗門改帳の記載では一七世紀後半から一八世紀にかけて、によると、宗門改帳の記載では一七世紀後半から一八世紀にかけて、によると、宗門改帳の記載では一七世紀後半から一八世紀にかけて、中側の檀家確定の要求や、藩側の一家一寺令によって減少する傾向にあるとされている。

行は徐々にみられ、結果的に支配者や村からの要請によって貫徹した森本一彦は出羽国村山郡山家村を例に、複檀家から一家一寺制への移ための方策として法令が出され、幕府は文政期に至ってはじめて一家はなく、在地で生じた寺檀関係整理の動きや混乱、宗門改の円滑化のはなく、在地で生じた寺檀関係整理の動きや混乱、宗門改の円滑化のはなく、在地で生じた寺檀関係整理の動きや混乱、宗門改の円滑化のはなく、在地で生じた寺檀関係整理の動きや混乱、宗門改の円滑化の

家一寺を要請したとしている。 (33) とし、村側からは事務処理の混雑を理由に宗門改帳の記載における一

ある。 (A) 家二宗の禁止に関する文化一三年(一八一六)六月の興味深い史料が家二宗の禁止に関する文化一三年(一八一六)六月の興味深い史料が津山藩に関しては、2―2で先述した「郷中御条目」のなかに、一

侭被存候間、 御座候様二者不相成義二御座候哉、 ニ而、 者筋違候哉二被存候、 無余義他之相続いたし候へハ、旦那寺之勝手而已申立、不差放候 共一家及断絶候を好候者者無之候得共、 実家相続可致者を他江遣し、右之者を不差放類も相聞候得共、何 受相伺候ハゝ、願人差出不申候共、 実方之旦那寺不差放候ハゝ、嫁養子引受候者ゟ之願御預役所江 候得者不及申、他支配私領ニ候共、夫々役場江懸合之上ニ而も 合候而も、 之義ニも被存候間、嫁・養子引受候方、 之通一家内ニ宗旨違有之候者、 と申ニ者無之、実方之旦那寺不差放候故、 有之、右者養子并嫁之実家おゐて、養方之宗門ニ相成候義不承知 御名御預所村々差出候宗門帳之内、一家内江宗旨違・寺違等之者 候哉、若又御構無之候共、養家為致相続、 村役人手前二而者取調二手数相懸、 実方之旦那寺不差放候趣願出候ハゝ、 此段奉伺候様、 其上末子末女等不差放候者、 彼地役人共
ら申越候、 御奉行所ニおゐてハ御構無之義ニ 御聞届之上夫々之支配江御達 右離旦不承知申立候内ニ者、 宗旨違不相好、 致相続程之株式も無之、 及迷惑候趣御座候、 無余義其侭相成居候義 実方之宗旨相用候筋違 双方御預所内ニ 以上 弥寺院之勝手 実方江懸

松平御名

大沢又左衛門

文化十三子六月

同年七月十三日

曲淵甲斐守殿御下知

計、他支配他領江拘り候節、其時々取計方可被相伺候、以上養娘等も同様之義ニ候得共、相対之上者格別ニ付、其心得を以取書面養子ニ罷成候者者、実方旦那寺宗判受候義者不相成事候、嫁

子七月

手数がかかり迷惑、 彼地役人共
ら申越
候」という
一文から、この
史料は
預所の
村役人から 問い合わせと、曲淵の返答が記されている。文末の「此段奉伺候様! 応について、津山藩の大沢又左衛門から幕府勘定奉行の曲淵景露への 勝手が主たる理由といえる。 なっている、⑥相続者のいる末子の場合でも離旦不承知があり、寺の 承知の理由は実家相続者の不在とあるが、 宗旨違の件で問題が発生した場合の他領への対応について、⑤離旦不 旨替を実家は承知しているが、寺が離旦を不承知、③村役人の取調に に要約できる。①津山藩預所の宗門改帳に一家内宗旨違がある、②宗 津山藩の役人に対して提出された願書である。その内容はつぎのよう の宗門改帳の一家二宗(「一家内江宗旨違・寺違等之者有之」)への対 この史料には、文化一三年六月、 幕府での宗旨違いの対応について問い合わせ、④ 津山藩が管轄していた幕府領預所 実家相続が難しく養子と

この問い合わせに対して曲淵の回答は、①養子・嫁・養娘に関わら

幕府の対応の例といえる。 幕府の対応の例といえる。 ここから読みとれることは、津山藩は幕府領預所 は禁止とし、津山藩の政策を容認している。朴澤の指摘する局所的な 手」な意思、行動にあると位置づけ、同じく幕府も一家二宗に関して は禁止とし、津山藩の政策を容認している。朴澤の指摘する局所的な が実家の宗判を受けることは禁止、②他領の場合は時々に応じて対応 が実家の宗判を受けることは禁止、②他領の場合は時々に応じて対応

将軍家斉の養子斉民を迎え文化一四年一〇万石に復活した。新領地へ出された文政二年(一八一九)二月の触である。津山藩は、つぎの史料は文化一四年(一八一七)一〇万石復帰後に編入された

其節可申出 以来猥二村方人別相除申問敷候、 取之、夫々江相渡、 手形不差出類有之様申出候、 之趣相聞候付、 女嫁等に差遣、又者役介ニ遣候もの、其ため一家及断絶候類者 形差出候様寺院得被仰付候間、村役人ゟ夫々寺院江懸合、 の吟味之上、夫々寺院江及懸合候得共、 一一家二宗不相成義者、従前々之御法候処、間々心得違候もの有 吟味之上可及差図事 急度遂吟味候様先達而相達候、 其段来る十日迄之内可申出候、 右者寺院心得違之事ニ付、 併実々無余義訳も有之候分ハ、 一家及断絶候ものハ、放 依之一家二宗之も 尤他江養子養 早々放手 放手形

手形を出さないのは寺の心得違である、③村役人は一○日間で寺に掛の「御法」であったが心得違いの者がある、②一家が断絶するので放この内容はつぎのように要約できる。①一家二宗の禁止は前々より

味を受けること、とある。村方人別から除かないこと、⑤④の事例で理由がある際は申し出て吟け合い手形を取ること、④一家断絶を引き起こす養子や嫁取の場合は、

うとする意思を読みとることができる。
ここでは、津山藩における一家二宗の禁止な徹底しよう理由で、宗門を放たない寺側の「心得違」であり、一家断絶対策として村側にも人別放の際の改善を求めている。津山藩は以前からの領地を含め、新領地の編入地域、先にみた幕府領預所まで、寺側の「勝手」、一つの場合を放かる。原因は一家断絶するというとする意思を読みとることができる。

--2 京町国屋の宗旨違

国屋忠八の一件がつぎのように記される。奉行日記」の明和三年(一七六六)六~七月には、城下町津山の京町のぎに具体的に一家二宗の内容が判明する事例を分析したい。「町

六月二三目

七月六日

七月一三日

時大御目付村山平八を以御用処へ御窺申上候訳日記に有之候、尤い、大目付之場も通りものに成候と申ニ而不相済候、旁養子之身を承知引取宗門奉行時工[]申通し置玉置忠兵衛呼出シ其旨申渡ス、尤先町奉行鈴木喜右衛門先郡代井上弥三兵衛、宝暦四戌奉承知引取宗門奉行命工[]申通し置玉置忠兵衛呼出シ其旨申渡ス、尤先町奉行鈴木喜右衛門先郡代井上弥三兵衛、宝暦四戌本人十六日宗旨奉行隅田族磯野平太ら申問之儀ニ付、両人より其常村続之者を建可申ニ候及難法候で其旨申出候様ニ被申聞候、秀養子之身中決入日宗旨奉行隅田族磯野平太ら申問之儀ニ付、両人より其にている。

七月一四日

此度忠八断書ハ無取上

国屋一条大年寄へ申渡候旨大御目付中へ申遣

七月一六日

国屋忠八日蓮宗を放れ福泉寺旦那ニ相成権兵衛与改号仕候由申出る

回大目付の見解として、養子は「養家之宗旨可為事一統大法」なのででは宝暦四年に町奉行・郡代・宗門奉行で相談したが決着せず、⑤今の断書があり、両寺とも宗門手形は承知していた。④一家二宗についの断書があり、両寺とも宗門手形は承知していた。④一家二宗についのとの断書があり、両寺とも宗門手形は承知していた。④一家二宗についるとの事例を要約するとつぎのようになる。①京町国屋権兵衛は西寺この事例を要約するとつぎのようになる。①京町国屋権兵衛は西寺

の後、藩の申渡により、忠八は権兵衛と改名し、改宗した。である。⑦忠八、日蓮宗を離れ真言宗となり、名前も権兵衛と改名する。を忠八は真言宗の養家に養子にきたが、「心願」によって法華宗を宗忠八は真言宗の養家に養子にきたが、「心願」によって法華宗を宗告改帳に権兵衛娘を「帳面之当人」忠八を「役介」としたのは不届き

4-3 津山藩の不受不施派

程度である。 程度である。 程度である。 との国屋忠八の「心願故法華宗ニ志」という文言に、実はこの事件 との国屋忠八の「心願故法華宗ニ志」という文言に、実はこの事件 との天台宗二万五千人である。その他、浄土、浄土真宗が、いずれも五% が明まったが寛文期に転派している。2―2でも先述したように はいていた。 はいであったが寛文期に転派している。2―2でも先述したように はいでは、宗旨別の人数が判 はいていた。 はいであったが寛文期に転派している。2―2でも先述したように が続いていた。 はいであったが寛文期に転派している。2―2でも先述したように はいていた。 はいである。 という文言に、実はこの事件 という文言に、実はこの事件

日是の所持金一貫三二〇匁、大庭・三輪屋の闕所金一貫三四三匁 計庭屋九右衛門妻子五人が追放闕所、戸川町年寄が罷免となった。また月一六日町奉行が謹慎、戸川町三輪屋伊助父子二人、家主下紺屋町大が実施され、一〇月二九日津山出身の不受不施出家日是が入牢、一一一公司屋の事件の一三年前、宝暦三年(一七五三)冬、津山で内信

二万三千人の内信者を検挙している。 二万三千人の内信者を検挙している。 三暦五年には不受不施派祖日奥の碑建立を契機に、備前国全体で平井村高森の不受不施派祖日奥の碑建立を契機に、備前国全体でをなった。この時期、隣藩岡山藩でも内信が発覚している。 三万三千人の内信者を検挙している。

このような事例から国屋忠八も「心願」という意思で法華宗を転宗しなかったため、不受不施派であった可能性が高い。おそらく津山藩は禁が起こり、責任を取って津山藩家老や家臣が処罰されている。保法難が起こり、責任を取って津山藩家老や家臣が処罰されている。保法難が起こり、責任を取って津山藩家老や家臣が処罰されている。また白川日題派の本拠地が津山藩領の瀬戸へ移動するなど、近世を通また白川日題派の本拠地が津山藩領の瀬戸へ移動するなど、近世を通また白川日題派の本拠地が津山藩領の瀬戸へ移動するなど、近世を通また白川日題派の本拠地が津山藩領の瀬戸へ移動するなど、近世を通また白川日題派の本拠地が津山藩領の瀬戸へ移動するなど、近世を通また白川日題派の本拠地が津山藩領の瀬戸へ移動するなど、近世を通また白川日題派の本拠地が津山藩領の瀬戸へ移動するなど、近世を通また白川日題派の本拠が津山藩領の瀬戸へ移動するなど、近世を通また白川日題派の本拠を転戻していた。

おわりに

類族の監視の実態について分析した。それらをうけて4では、津山藩藩の宗門改制度を分析対象とした。まず1では、津山藩領が含まれる高・牛馬・女房の名前などの記載形式を分析し、津山藩は他領と比較して石善・牛馬・女房の名前などの記載が無く「寺証文帳」という文書名であっ高・牛馬・女房の名前などの記載が武を分析し、津山藩は他領と比較して石藩の宗門改制度を分析対象とした。まず1では、津山藩領が含まれる本稿では、藩における地域情報の把握の変化という視点から、津山本稿では、藩における地域情報の把握の変化という視点から、津山

たことをあきらかにした。の宗門改制度は一家二宗の禁止、不受不施派を取り締まる目的であっ

制に主を置く藩の政策と連動している。

二八日「郡代日記」には「御減地以後郷中人別之増減相考書付可指出国は近世後期に人口が減少した西日本では数少ない地域であり、人口国は近世後期に人口が減少した西日本では数少ない地域であり、人口国に近世後期に人口が減少した西日本では数少ない地域であり、人口国に近世後期に人口が減少した西日本では数少ない地域であり、人口国に近世後期に人口が減少した西日本では数少ない地域であり、人口国に近世後期に人口が減少した西日本では数少ない地域であり、人口国は近世後期に人口が減少した西日本では数少ない地域であり、人口国は進山藩は人や家をどう把握していたのか。じつは津山藩、美作では津山藩は人や家をどう把握していたのか。じつは津山藩、美作

とある。津山藩では出生減少、農民欠落に基づく人口減少が大きな五万石に減少後の人口増減を知るために七年ぶりの人別改を実施する候旨、与兵衛殿被仰聞候ニ付、七年ふり人別改帳相調候而申出申達」と、

課題となった。

出生減少の直接の対策として出産の監視と新生児の養育、いわゆる 出生減少の直接の対策として出産の監視と新生児の養育、いわゆる 出る方法がとられた。沢山美果子によると『民事慣例類集』のなかで 関治、出産取締を厳しくし、懐胎を月々改め届け 出る方法がとられた。沢山美果子によると『民事慣例類集』のなかで 関治、出産取締を厳しくし、懐胎を月々改め届け でに、は、お子間引取 では、出産取締を厳しくし、懐胎を月々改め届け では、出産取締が行われたのは東北、九州以外では、津山藩が唯一の として、管胎、出産取締を厳しくし、懐胎を月々改め届け には、出産取締が行われたのは東北、九州以外では、津山藩が唯一の という。

際に実施されていた。 際に実施されていた。 際に実施されていた。 の廻村である。廻村では郡代が現状を把握し、直接農民を指導してい の廻村である。廻村は「追々大庄屋共江宗門帳調印ニ而、百姓 く体制をとっている。廻村は「追々大庄屋共江宗門帳調印ニ而、百姓 く体制をとっている。廻村は「追々大庄屋共江宗門帳調印ニ而、百姓 の廻村である。廻村では郡代が現状を把握し、直接農民を指導してい の廻村である。廻村では郡代が現状を把握し、直接農民を指導してい の廻村である。廻村では郡代が現状を把握し、直接農民を指導してい の廻村である。廻村では郡代が現状を把握し、直接農民を指導してい の廻村である。近世中期以降、年貢未納の 中取締に関する郡代の廻村が始まった。近世中期以降、年貢未納の 本は、日本の の一本の

こととなった。 では農民実態の把握のため、つぎの項目を対象とした基本台帳を作る方考書」が提出され、後に藩の農政の基本として採用される。そこ方考書」が提出され、後に藩の農政の基本として採用される。そこ

此年貢米何程 家内不残名年 下男下女名年高何程 当作田方何程宛 畑方何程宛 何村誰 家内何人

年貢米の生産力指数が把握されている。 年貢米の生産力指数が把握されている。 ここでは「寺証文帳」では把握されなかった持高、田畑別当作石高

のなかで宗門改制度が形成、維持されていったといえる。のなかで宗門改制度が形成、維持されていったといえる。津山藩は特に不受不施派の脅威が継続し、またとしていたといえる。津山藩は特に不受不施派の脅威が継続し、またとしていたといえる。津山藩は特に不受不施派の脅威が継続し、またとしていたといえる。津山藩は特に不受不施派の脅威が継続し、またとしていたといえる。津山藩は特に不受不施派の脅威が継続し、またとしていたといえる。単山藩では、宗門改制度では把握しきれない地域情報でこのように津山藩では、宗門改制度では把握しきれない地域情報でこのように津山藩では、宗門改制度では把握しきれない地域情報で

表者村山聡)の研究成果の一部である。 表者村山聡)の研究成果の一部である。 表者村山聡)の研究成果の一部である。参加者の方から有益な御意見をいた 大いた、ここに記して感謝申し上げたい。なお本稿は二〇〇七~ 大いた、ここに記して感謝申し上げたい。なお本稿は二〇〇七~ 大いた、ここに記して感謝申し上げたい。なお本稿は二〇〇七~ 大いた、ここに記して感謝申し上げたい。なお本稿は二〇〇七~ 大いた、ここに記して感謝申し上げたい。なお本稿は二〇〇七~ 大いた、ここに記して感謝申し上げたい。なお本稿は二〇〇七~ 大いた、ここに記して感謝申し上げたい。なお本稿は二〇〇七多行

<u>注</u>

(1) すでに近世において、慶応二年 (一八六六) 大倉儀本 「校正地方凡例録.

叢』巻三一、日本経済叢書刊行会、一九一六年、四五七頁)。おける帳面の記載方法の違いを指摘している(滝本誠一編『日本経済によりて帳面の振合違あり」と、日本全国の宗門改の実施と、各地に八に、「宗門改ノ儀、日本中何方ニテモ人別帳ト云モノアリ」「尤国所

 $\widehat{11}$

- (21) Higashi noboru, Religious registration in pre-modern Japan. European Social Science History Conference 5,2004, 24-27 March, Berlin,
- (3)水本邦彦『徳川の国家デザイン』小学館、二〇〇八年、一〇~一一頁。Germany
- 一九九五年、七一~一一〇頁)。(4) 久留島浩「百姓と村の変質」(『日本通史』近世五、岩波書店、
- 文館、二○○一年、四三~五八頁)。 とえば岩田みゆきの「村方情報」の定義が参考となるが、村方に限しない、領主行政も含むなど相違している。同「村方情報の主体と文館、二○○一年、四三~五八頁)。
- 伝達』創風社出版、二〇一二年、一八八~二二三頁)。村上田家を事例に―」(松原弘宣・水本邦彦編『日本史における情報(6)東昇「近世村落行政における地域情報と庄屋日記―肥後国天草郡高浜
- 〜二四五頁)。 史四 人々の営みと近世の自然』吉川弘文館、二○一二年、二二三頁史四 人々の営みと近世の自然』吉川弘文館、二○一二年、二二三頁(7)東昇「藩の産物調査と土産・名物・献上」(水本邦彦編『環境の日本

8

- (9)神谷智「「人的移動」の把握と宗門改帳―尾張藩を事例として―」(『戸

- 八二、一九九七年、一~一〇頁)。(10)東昇「宗門改帳の作成―岡山藩の宗門改帳の変遷―」(『岡山地方史研究籍と身分登録』早稲田大学出版部、一九九六年、一一四~一四五頁)。
- (『岡山地方史研究』九四、二○○○年、一~二一頁)。七六、一九九四年、一七~二七頁)。安東靖雄「作州農村の株内について」近村の「宗門人別帳」より見た家族」(『岡山地方史研究』七六、一九九四年、二~一六頁)。妻鹿淳子「美作国行倉地克直「近世後期の農民家族―美作国勝南郡高下村の場合―」(『岡倉地克直「近世後期の農民家族―美作国勝南郡高下村の場合―」(『岡
- (12) 磯田道史「津山藩領山北村の足軽・中間奉公」(『日本研究』に四、二〇〇二年、八七~一〇九頁)。村山聡「記録された世帯とイメージされる家族―地域科学としての比較史料学研究―」(EurAsian Project on Population and Family History,WORKING PAPER SERIES 9, 1999)。
- 一九六六年、一~五一頁)。(13)大竹秀男「江戸時代前期人別改考」(東北大学『法学』三〇一一、
- (4) 速水融『歴史人口学の世界』岩波書店、一九九七年他
- (16) 中和村誌編纂委員会編『中和村史』、一九七五年、

五一二頁

- (17) 前掲『中和村史』、五一五頁。
- (18) 前掲『中和村史』、五四二頁。
- (1),勝山町史編纂委員会編『勝山町史』前編、一九七四年、四〇三頁。(1)
- (20) 前掲『勝山町史』前編、三九一頁。
- (21) 前掲『中和村史』、四七一頁。
- (22) 山崎節治編『富村郷土史』、一九六六年、一一九頁。
- (23) 石田清編『勝田郡公文村誌』、一九七八年、四五頁

- $\widehat{24}$ 岡山県英田郡東粟倉村編『東粟倉村史』、一九七九年、二三八~二三九
- 25 この事例については、肥後国天草郡高浜村、寛政八年三月「辰歳宗旨 平川家文書三、一九七七年、二二三頁)など、一八世紀末以降の全国 郡下丸子村、寛政一二年三月「申宗門人別帳」(『大田区史』資料編、 島県史』九、資料編四、一九六五年、七一〇~七一六頁)、武蔵国荏原 陸奧国伊達郡白根村、天保一二年二月「当丑宗門人別持高御改帳」(『福 御改影踏帳」(天草市上田陶石合資会社所蔵、上田家文書七—一四)、
- 26 ~ 一〇 一〇頁 『角川日本地名大辞典』三三岡山県、角川書店、一九八九年、一○○九

各地の幕府領で統一されている。

- 27 前掲『中和村史』、四六四、四七一、五一二、五一三、四九六頁。
- 28 岡山県史編纂委員会編『岡山県史』津山藩文書(以下『津山藩文書』 と略す)、「郷中御条目」六、一九八一年、八一九頁。
- 29 九一七頁。 岡山県史編纂委員会編『岡山県史』二七近世編纂物、 「美作 一国鏡」、
- 30 清水紘一『キリシタン禁制史』教育社、一九八一年、一八四~一八五頁。
- 31 前掲『キリシタン禁制史』、一八六頁。
- $\widehat{32}$ 歴史図書社、一九七〇年、一一九~一二三頁)。 「作州記」『吉備群書集成』二、吉備群書集成刊行会、一九二一年 (復刊、
- 33 津山市史編さん委員会編『津山市史』三、 一五七、二五二頁。 近世Ⅱ、 九九五年
- 『津山藩文書』、「町中御仕置条目」、 五四一頁
- $\widehat{35}$ $\widehat{34}$ 『津山藩文書』、「解説」、五九頁。
- 36 『津山藩文書』、「郷中御条目」一、五五八~五六六頁。
- 藤井學「江戸幕府の宗教統制」(『日本歴史』近世三、 一九六三年、一三六~一三七頁)。 岩波書店、
- 38 大橋幸泰「文政期京坂「切支丹」考—異端研究序説—」 六六四、吉川弘文館、二〇〇三年、三八~五七頁)。 (『日本歴史』
- 39 津山郷土博物館紀要『津山松平藩町奉行日記』(以下 『町奉行日記

- と略す)一~四、一九九二~一九九六年。
- $\widehat{40}$ 勝北町教育委員会編『勝北町史』、一九九一年、二三〇~二三二頁。
- $\widehat{41}$ 文書目録」を利用した。 国文学研究資料館所蔵「美作国西北条郡西一宮村中島家文書」、内容 については岡山県史編さん室(現岡山県記録資料館)作成の「中島家
- 津山市教育委員会編『津山城資料編』、 二〇〇〇年、二一三頁
- $\widehat{43}$ $\widehat{42}$ 『津山城資料編』、二〇一頁
- $\widehat{44}$ 前掲 『津山城資料編』、一九三頁。
- $\widehat{45}$ 山崎一郎「萩城櫓における文書の保存について」(『日本史研究 五〇三、二〇〇四年、三三~五八頁)。
- 今治郷土史編さん委員会編『今治拾遺』、 一九八七年、 一四六頁。
- 石井良助編『徳川禁令考』三、創文社、一九五九年、一六〇六号。
- $\widehat{48}$ 『町奉行日記』四、七頁。

 $\widehat{47}$

 $\widehat{46}$

49

- 岡山県史編纂委員会編『岡山県史』六近世Ⅰ、一 九八四年、 七一〇頁。
- $\widehat{50}$ 前掲『徳川禁令考』三、一六〇九~一六一〇号。
- 51 福田アジオ「複檀家制」(『日本民俗大辞典』 二〇〇〇年、四六四頁)。 下 吉 Ш 弘文館
- $\widehat{52}$ 朴澤直秀「幕藩権力と寺檀関係一家一寺制をめぐって―」(『史学雑誌 一〇一四、二〇〇一年、一~四〇頁)。
- 53 森本一彦「複檀家から一家一寺へ―出羽国村山郡山家村の事例―」(森 隆男編『民俗儀礼の世界』清文堂出版、二〇〇二年、二五〇~二六九頁)。
- 54 『津山藩文書』、「郷中御条目」一、五六四~五六五頁
- $\widehat{56}$ 55 前掲朴澤直秀「幕藩権力と寺檀関係一家一寺制をめぐって―」、三三頁 『津山藩文書』、「郷中御条目」一、五六五頁。
- 57 『町奉行日記』三、八八~九一頁。
- 58 『岡山県の地名』平凡社、一九八八年、一八二頁。

「人別一国一円並宗旨別」、前掲「作州記」『吉備群書集成』二、一一八頁

60 一、七頁。

59

- 61 岡山県史編纂委員会編『岡山県史』 七近世Ⅱ、一九八六年、七三七頁。
- 岡山県史編纂委員会編 『岡山県史』 八近世Ⅱ、 九八七年、 七二九~

62

四九

- $\widehat{65} \ \widehat{64} \ \widehat{63}$ 市立津山郷土館『津山松平領の人口』、一九八二年、三頁。七三二頁。
- べりかん社、一九九七年、再収「「産む」身体をめぐる権力関係」『出沢山美果子「「産む」身体と懐胎・出産取締り」(『江戸の思想』六、前掲『津山松平領の人口』、六頁。 産と身体の近世』勁草書房、一九九八年)、一五九頁)。
- $\widehat{67}$ $\widehat{66}$ 前掲『岡山県史』八近世Ⅲ、八一頁。
- 前掲『岡山県史』八近世Ⅲ、八三頁。

(二〇一二年十二月五日受理)

(ひがし のぼる 文学部准教授)